



港湾の施設の耐震設計に係る当面の措置（その２）について（通知）

技術基準の種類:設計・施工
通知日:平成 9 年 9 月22日

港 第 135 号
平成 9 年 9 月22日

倉吉土木事務所長
米子土木事務所長
鳥取港湾事務所長

様

土 木 部 長

港湾の施設の耐震設計に係る当面の措置（その２）について（通知）

このことについては、平成 9 年 9 月17日付港第135号で通知しているところではありますが、これに関して運輸省港湾局長から別添写しのとおり通知がありましたので、事業実施にあたり注意して下さい。

港技第99号の 2
平成 9 年 8 月28日

鳥取県知事 殿

運輸省港湾局長

港湾の施設の耐震設計に係る当面の措置（その２）について

港湾の施設の耐震設計の実施については、「港湾の施設の技術上の基準を定める省令について（通達）」（昭和55年 5 月19日付港建第126号）、「港湾の施設の技術上の基準を定める省令について（通達）」（昭和63年10月14日付港技第123号）及び「港湾の施設の技術上の基準を定める省令について（通達）」（平成 5 年12月10日付港技第162号）（以下、三通達を「技術基準通達」という。）をもって既に貴職あて通達し、その後阪神・淡路大震災の被害の甚大さに鑑み、「港湾の施設の耐震設計に係る当面の措置について（通達）」（平成 7 年11月17日付港技第143号）を通達しているところであるが、その後の耐震設計法に関する研究成果等を踏まえ、今後は技術基準通達及び「港湾の施設の耐震設計に係る当面の措置（通達）」のほか、別添の「港湾の施設の耐震設計に係る当面の措置（その２）（通達）」に留意し、遺漏なきよう努められたい。
貴管内の市町村が管理する地方港湾の管理者に対しては、貴職より本通達の内容の周知方願いする。

（別添）

港湾の施設の耐震設計に係る当面の措置（その２）

「港湾の施設の技術上の基準を定める省令について（通達）」（昭和63年10月14日港技第123号）のうち、第 2 編 設計条件 第13章 砂質土の液状化 13. 2 液状化の予測・判定及び第 8 編 係留施設 第 9 章 直ぐい式横棧橋 9. 1 設計の基本方針については、以下のとおりとする。

- 第 2 編 設計条件
第13章 砂質土の液状化
13. 2 液状化の予測・判定

構造物の設計・施工の際に液状化を考慮するにあたっては、阪神・淡路大震災で得られた知見等を踏まえた手法を用いて、検討対象地盤が液状化するか否かを適切に予測・判定するものとする。

- 第 8 編 係留施設
第 9 章 直ぐい式横棧橋
9. 1 設計の基本方針
(1) 本章は、直ぐい式横棧橋の設計に適用するものとする。
(2) 直ぐい式横棧橋の耐震性に関する設計は、修正震度法によるものとするが、より詳細な耐震性の検討を行う場合については、地震応答を考慮した動的解析を行うものとする。

- 適用
(1) 本通達は、平成 9 年10月 1 日以降に設計に着手する設計について適用する。
(2) 本通達の適用の際、現に設置されている港湾の施設（建設の工事中のものを含む）及び本通達の適用以前に設計された港湾の施設について、本通達の内容に適合しない場合においては、当該部分に係る省令の解釈及び運用に関しては、なお従前の例によることができる。